

○宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻評価委員会規程

平成 20 年 3 月 20 日
制 定

改正 平成 22 年 9 月 24 日 平成 27 年 12 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻（以下「本専攻」という。）に、教育研究活動等の計画及び実施の状況について自己点検評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）を行い、また中期目標・中期計画を達成するため、宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 本研究科の中期目標・中期計画及び年次計画案のとりまとめに関すること。
 - (2) 教育研究活動等の実績に係る情報の収集及び分析に関すること。
 - (3) 教育研究活動等の点検・評価の企画・実施及び調整に関すること。
 - (4) 点検・評価の結果に基づく改善勧告に関すること。
 - (5) 点検・評価に係る情報の発信及び広報に関すること。
 - (6) 点検・評価の実施方法等に関すること。
 - (7) その他点検・評価を達成するために必要なこと。
- 2 委員会は、前項各号の審議結果について、その都度研究科委員会に諮るものとする。
- 3 委員会は、本専攻の中期目標・中期計画に係る自己点検評価をまとめ、研究科委員会に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副学部長（評価担当）
- (3) 専攻長
- (4) 教育臨床心理、日本語支援教育の各専修教育担当組織から選出された教員各 1 人

(委員の任期)

第 4 条 前条第 4 号委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前条第 4 号委員の半数を 1 年ごとに改選する。
- 3 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 3 号の委員をもって充て、副委員長は第 3 条第 4 号の委員から選出する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は 1 年とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事に入ることができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者（学外の者を含む。）に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(合同委員会の開催)

第8条 委員会は、必要に応じて教職実践開発専攻評価委員会と合同の委員会を開くことができる。

(事務長の出席)

第9条 事務長は、委員会に出席し、必要に応じて発言することができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務係で処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営及び任務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に選出される第3条第4号委員の内、日本語支援教育専修の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年12月16日から施行する。